

令和4年2月4日

## 特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する意見

全国特別支援学校長会会長  
(都立あきる野学園校長)  
市川 裕二

## 1 特別支援学校の教師について

## ①教師を養成する大学における実務家教員の積極登用

特別支援学校長会では、各地の校長から各学校現場における具体的な職務と、教師を養成する大学(以下、教員養成大学と称する)における学習の内容が乖離しているのではないかという意見が出されることが少なくない。教員養成大学においては、学校の現場において実践力に直結するような学生の育成を望む声が多い。

特別支援学校の役割、施設設備、就学相談・転学相談、学級の編制や教育課程の編成、教育配置など様々な特別支援学校の制度は、法令根拠に基づき決められており、各学校の具体的な学校経営は、こうした法令に示された内容を具現化するということである。

特別支援学校の教育内容は、特別支援学校学習指導要領に基づき実施され、各教科等における年間指導計画の作成や各授業の指導案等の作成は、この特別支援学校学習指導要領に記載されている内容を具現化することである。

また、特別支援学校の学校運営や教育活動は、法令根拠に加え、文部科学省と学校設置教育委員会の指針等に基づき具現化していくことが重要となる。

学校を預かる校長としては、特別支援学校の教師を目指す学生には、こうした法令や指針に基づく学校経営・運営の具現化や学習指導要領に基づく指導の具現化の過程等について、実際の学校現場の実践や状況を踏まえた基本的知識等を獲得してほしいと強く思っている。

そのためには、特別支援学校の教員養成大学においては、具現化の過程を実際に行った指導主事や学校長等の経験のある実務家教員の登用の促進を図り、学校現場と連携した具体的な指導の充実を推進してほしい。

また、どこの教員養成大学でも基本的に指導する内容としてコアカリキュラムの作成を進めることになっているが、それと共に、各大学の各教師の専門領域や実務経験の有無などの教師集団の構成についても、一定の基準が必要ではないかと考える。このため文部科学省においては、例えば、各教員養成大学においての実務家教員の登用状況を把握するとともに、必要な指導助言等を進める必要があると考える。

## ②特別支援学校学習指導要領に基づく指導力の向上

特別支援学校の指導は、特別支援学校学習指導要領に基づいて行われる。その教育課程の基本は、自立活動と自立活動を踏まえた各教科等の指導となる。

このため、各教師が作成する個別の指導計画や年間指導計画、各授業の指導案、行事等の実施計画は、学習指導要領に基づき作成されることが重要である。このため、特別支援教学校の教師の育成にあたっては、学習指導要領に基づく指導力の育成が極めて重要であり、教員養成大学においては、例えば障害のある児童生徒に関する特定の理論や、特定の心理学的なアプローチ等の知識や理解よりもむしろ、学習指導要領についての理解の促進を図ってほしいと考えている。

また、特別支援学級の指導は、小中学校の学習指導要領を基本としながらも、特別支援学校学習指導要領を参考にして行われる、通級における指導は、障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服するため、特別支援学校学習指導要領の「自立活動」に相当する指導を行うことになる。このことから、特別支援教育を担う教師の養成にあたっては、特別支援学校学習指導要領の内容の理解が極めて重要であると考えられる。

## 2 通級による指導を担当する教師について

通級による指導は、障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服するため、特別支援学校学習指導要領の「自立活動」に相当する指導を行うことになるが、特別支援学校学習指導要領における自立活動の指導内容として記載されているものは、基本的には特別支援学校が対象とする五つの障害等についての記載であるという課題と、通級による指導を担当する各教師にとって、特別支援学校学習指導要領の自立活動の内容から、発達障害や学習障害の児童生徒に応じた指導内容を組み立てることは、高度で、困難な取組となるという課題もある。

公教育において指導を行うにあたっては、国や教育委員会が示す一定の指針や基準に基づいて、指導内容や指導計画を作成することが重要である。こうした基準として特別支援学校や特別支援学級の場合は、特別支援学校学習指導要領や同解説があるが、通級による指導の場合、指導の指針となる資料が少ないのではないかと考える。

このため通級による指導を担当する教師の支援のために、通級による指導の対象となる各障害に対応した、より具体的で、詳細な、指針となる指導要領や指導資料等の作成が必要ではないかと考える。

現在、文部科学省から「初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド」が示されているが、例えば、このガイドの内容を詳細化するなどの改訂を行うとともに、教員養成大学においてもガイドの理解を基本に、学生の育成を図ることが必要ではないかと考える。